

## 《イノベーションの新潮流 No.3》

2016年12月13日

No.2016-035

# 社会イノベーションを支える ベンチャー・フィランソロピーの動向

調査部 主任研究員 野村敦子

### 《要 点》

- ◆ 国内外で、社会的課題の解決に革新的な手法で取り組む非営利組織やベンチャー企業などの社会的企業（ソーシャル・ベンチャー）が登場している。もともとソーシャル・ベンチャーが対象とする社会的な事業は総じて収益性が低く、事業の持続性確保に向けた経営の安定化が課題である。そこで、ベンチャー・キャピタルと同様の手法を取り入れ、社会性、事業性、革新性の観点から支援対象とするソーシャル・ベンチャーを選定し、資金・経営の両面での支援・育成を行うベンチャー・フィランソロピーが世界的に注目されている。
- ◆ ベンチャー・フィランソロピーは、アメリカで1990年代以降本格化した。財政に制約のある政府部門に代わり民間部門が社会的事業に取り組むようになったものの、これら組織は経営基盤が脆弱で事業性が低く、目覚ましい成果をもたらすまでには至らなかった。そうしたなか、企業・財団のフィランソロピー活動にベンチャー・キャピタルの手法を取り込むことの有用性を主張する論文が発表され、注目を集めた。さらに、ビル・ゲイツ氏などインターネット系ベンチャー企業の創業者が、自らの財団等を通じて、革新的な社会サービスを生み出そうとするソーシャル・ベンチャーの成長支援に乗り出し、ベンチャー・フィランソロピーを実践に結び付けた。こうした動きは、2000年代に入りヨーロッパやアジアにまで広がっている。
- ◆ 欧米では、社会的課題解決に対するニーズの拡大や、社会的投資<sup>1</sup>の具体的な成果を求める機運の高まりに伴い、ベンチャー・フィランソロピーは着実に普及している。また、社会的課題解決に取り組む多様な主体に対する民間部門の金融面・経営面での支援を活性化させるために、社会的企業向けの新たな法人格の創設や、社会的投資に対する税制優遇措置など制度整備も進められている。
- ◆ わが国においても、民間部門を巻き込んだ社会的課題への取り組みの必要性が高まっている。そうした状況下、ソーシャル・ベンチャーに対して金融面のみならず経営面から支援を手掛けるベンチャー・フィランソロピーは、わが国の社会イノベーションのエコシステム構築に向け、重要な役割を果たすと考えられる。今後の普及に向けては、①社会的企業の認証・評価制度の確立、②専門人材の育成と企業のプロボノ・プログラム<sup>2</sup>との連携、③公益の再定義と社会的な認知の醸成、に取り組んでいくことが求められる。

<sup>1</sup> 社会的投資とは、社会的目標と財務収益の双方の実現を目指す投資を指す（日本NPO学会「海外における社会的投資の発展と日本への導入可能性」（2014年3月）より）。

<sup>2</sup> プロボノ（ラテン語の pro bono publico の略）とは、社会人が自らの専門知識やスキル、経験等を生かして社会貢献活動に取り組むこと。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・野村敦子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-0481

Mail: [nomura.atsuko@jri.co.jp](mailto:nomura.atsuko@jri.co.jp)

## 1. はじめに

近年、国内外で革新的な手法やアイデアを用いて社会的課題の解決に取り組む非営利組織やベンチャー企業などの社会的企業<sup>3</sup>（ソーシャル・ベンチャー）が登場し、成果を上げている。ソーシャル・ベンチャーは、その取り組みを通じて、社会に新たな価値や変革（社会イノベーション）をもたらす担い手として期待されている。もっとも、こうした企業は総じて収益性が低く、事業の持続性確保に向けた経営の安定化が課題である。そこで、ベンチャー・キャピタルと同様の手法を取り入れ、ソーシャル・ベンチャーを支援・育成するベンチャー・フィランソロピーが世界的に注目されている。ベンチャー・フィランソロピーは、従来型のフィランソロピー<sup>4</sup>のような寄付や助成にとどまらず、中間支援組織<sup>5</sup>として、ソーシャル・ベンチャーを経営面からも支援することにより、その成長を加速させようとするモデルである。

企業においても社会を構成する一員として、社会的課題の解決やこれを通じた社会イノベーションへの貢献が重要視されるようになってきている。そうしたなか、企業においては CSR（Corporate Social Responsibility、社会的責任）<sup>6</sup>や CSV（Creating Shared Value、共通価値の創造）<sup>7</sup>などの本業を通じた直接的な取り組みとともに、企業財団を通じたり、従来型フィランソロピーによる資金支援などの間接的な方法が採られている。そのなかでもベンチャー・フィランソロピーは、企業や財団等により拠出された資金をより有効に活用して具体的な成果を生み出そうとするアプローチであり、その考え方や活動は、わが国における社会イノベーションの拡大ならびにこれを通じた持続的成長に資すると考えられる。

そこで、本稿では欧米におけるベンチャー・フィランソロピーの動向を概観するとともに、わが国において社会イノベーションを支える基盤として広く活用されるための課題について考察する。

## 2. ベンチャー・フィランソロピーの概要

### (1) ベンチャー・フィランソロピーとはなにか

ベンチャー・フィランソロピーとは、日本ベンチャー・フィランソロピー基金によれば「成長性の高い非営利組織や社会的企業に対し、中長期にわたり資金提供と経営支援を行うことで事業の成長を促し、社会課題解決を加速させるモデル」である。また、ヨーロッパ・ベンチャー・フィランソロピー協会（EVPA）は、「社会的事業のインパクトの増大に向けて、資金と資金以外の両面から支援を提供することにより、社会的な目的を持った被投資組織を強化するための手法」と定義している。要すれば、ベンチャー・フィランソロピーとは、革新的な手法やアイデアを用いて社会的課題の解決に取り組み、社会イノベーションを促進するソーシャル・ベンチャーに対し、ベンチャー・キャピタル（VC）的な手法を取り入れ、経済面・運営面で自立できるまで支援・育成するモデル

<sup>3</sup> 社会的企業とは、社会的な使命のもとビジネスの手法を用いて地域や社会の抱える課題の解決などに取り組む組織・事業体。なお、本稿では収益を追求しない非営利組織ばかりでなく、収益性を確保する営利企業も対象とする。

<sup>4</sup> 一般的に、フィランソロピーとは民間部門における非営利の公益活動をいい、わが国では企業の社会貢献活動や寄付行為を指す場合が多い。

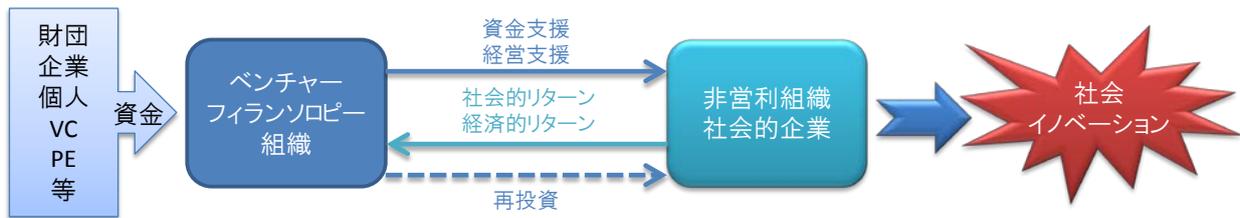
<sup>5</sup> 資金・資源の出し手である政府、財団、企業、個人等と、資金・資源の受け手となる非営利組織や社会的企業との間に立ち、資金や資源の仲介、経営支援、人材育成、ネットワーク形成支援、評価などを行う組織。

<sup>6</sup> 経済産業省は、CSRについて「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方」と定義している（同省ホームページ「企業会計、開示、CSR（企業の社会的責任）政策」より）。

<sup>7</sup> ハーバード大学のマイケル・ポーター教授が提唱する企業の経営戦略の概念。企業が基盤とする地域や社会の課題の解決に事業として取り組むことで、社会価値と経済価値の融合による自社の競争力強化を目指すモデル。

ルということができよう（図表 1）。

（図表 1）ベンチャー・フィランソロピーの役割

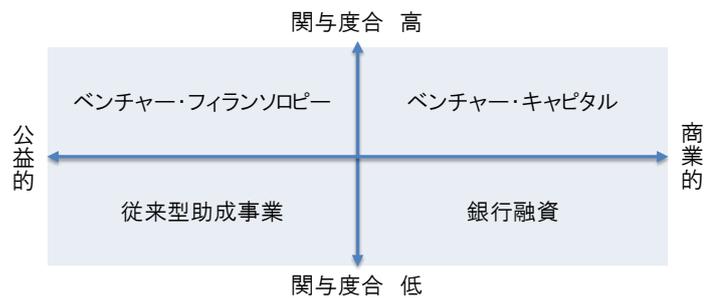


（資料）日本ベンチャー・フィランソロピー基金、EVPA ホームページを参考に日本総研研究所作成

（注）VC:ベンチャー・キャピタル、PE:プライベート・エクイティの略。

そもそもソーシャル・ベンチャーは、公共性や社会性が高く民間の営利企業が手掛けないような分野に参入することから、リスクが高一方で収益性が低く、成長性も不透明なことが多い。このため、最終的な投資の成果として、投資先ベンチャー企業の株式公開（IPO）や大企業による M&A などといった経済的なハイリターンを求める通常のベンチャー・キャピタルの投資対象とはなりにくい<sup>8</sup>。そこで、こうした

（図表 2）リターンの主目的と関与度合のマトリックス



（資料）OECD “Venture Philanthropy in Development”（原典:Emerson et al., 2007）

たソーシャル・ベンチャーの支援・育成を通じて、社会イノベーションの創出を促進する組織として、ベンチャー・キャピタルと同様の機能を持ちつつも、投資の成果として社会的リターンの創出を第一義とするベンチャー・フィランソロピーが登場することになったといえよう（図表 2、登場の背景の詳細については第 2 章参照）。

ベンチャー・フィランソロピーの担い手・組織は、財団やプライベート・エクイティ（PE）ファンド、VC の一部門であったり、企業などとの共同設立、あるいはこれらの組織の出身者、成功した起業家が設立するケースなどがある。また、資金の出し手は企業や財団、政府、VC、PE ファンド、個人富裕層などである。

EVPA は、ベンチャー・フィランソロピーが従来のフィランソロピーとは異なる特徴として、①ハンズオンによる投資先への深い関与、②成長ステージやニーズに応じた資金供給、③自立までの長期にわたる支援、④資金面以外の支援（戦略策定、マーケティング、コーチング、ネットワーキング等）、⑤組織としての運営面の能力の強化、⑥成果（アウトカム=社会的価値）の重視とその測定、を挙げている。

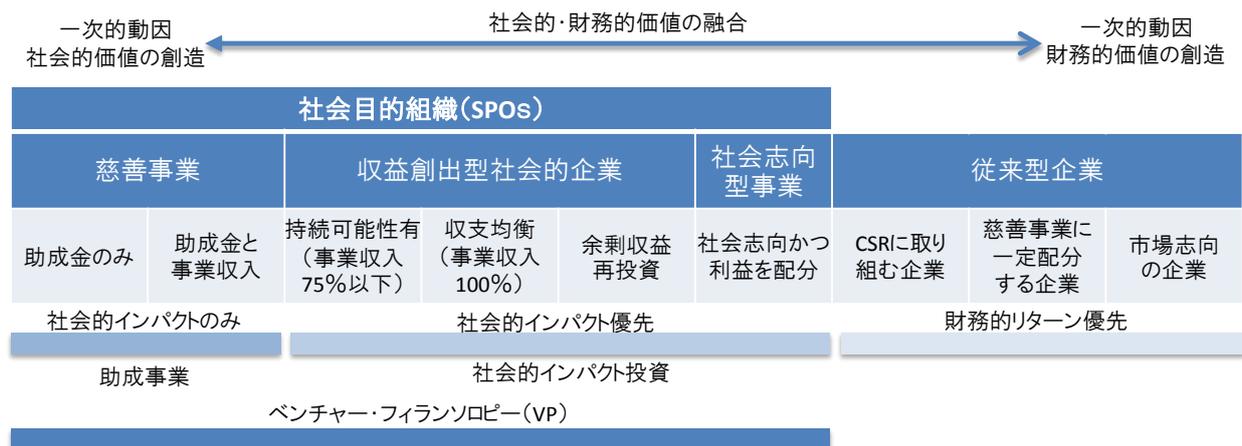
社会的事業（ソーシャル・ビジネス）の範囲は広範であるが、ベンチャー・フィランソロピー組織はそれぞれがターゲットとする分野（具体的には、教育、医療・福祉、貧困対策、就労支援、育児支援、地域再生・都市問題、環境・エネルギー、フェア・トレードなど）を明確にして、ソーシャル・ベンチャーの成長を支援している。投資・支援対象は、助成金のみで活動する非営利組織から社会志向型事業を手掛ける営利企業まで幅広い（図表 3）。ベンチャー・フィランソロピーは、ソ

<sup>8</sup> もっとも、最近では企業を経済的側面（業績、配当、利益配分等）ばかりでなく、企業活動の環境的側面（環境に配慮した経営、商品開発等）、社会的側面（人権問題、地域社会との共生、製品の安全性等）も含めて総合的に評価するトリプル・ボトムラインの考え方が普及するなか、投資先企業に対し社会的ミッションの明確化を求めるベンチャー・キャピタルも増えてきている。

ーシャル・ベンチャーを社会性のみならず事業性、革新性の観点から厳しく選定し、ハンズオン支援やモニタリング等を行うことから、1 組織あたりの支援先数はそれほど多くなく、10 件から 15 件程度である<sup>9</sup>。投資・支援先の一例は、図表 4 の通りである。

なお、社会的インパクト投資<sup>10</sup>とベンチャー・フィランソロピーとの違いとしては、社会的インパクト投資が主にレイター・ステージを投資対象としており、「投資」としての性格から財務的リターンも求める一方、ベンチャー・フィランソロピーは成長ステージの初期段階であるアーリー・ステージが対象で、社会的インパクトの最大化を求めること（必ずしも財務的リターンを否定するものではないものの求めない傾向が強い）、などが挙げられる。

**(図表 3)ベンチャー・フィランソロピーの関与する社会的事業**



(資料)EVPA “A Practical Guide to Venture Philanthropy and Social Impact Investment” January 2016

**(図表 4)ベンチャー・フィランソロピーが投資・支援するソーシャル・ベンチャーの事例**

VP組織	投資・支援対象の例
New Profit(米)	Teach for Amrica/All: 大学卒業生を教育困難地域の学校に派遣するプログラムを実施。講師となる若者、生徒となる子供の双方を育てる(共育)ことを目的とする。
REDF(米)	Rubicon Programs: ホームレスや低所得の若者が自立できるように、職業訓練・斡旋、住居支援、メンタルヘルス・サービス等を提供。
Impetus(英)	St. Giles Trust: 受刑者を対象に再犯防止や就業のためのトレーニングを提供。
LGT VP(リヒテンシュタイン/スイス)	M-Kopa Solar: 電力供給不足に悩むアフリカで、太陽光発電・供給システムを提供。電化率引き上げにより、生活環境や経済の改善を図る。
Bon Venture(独)	Wald21 GmbH: 木材エネルギーの開発企業。地方クラスターで効率的かつ環境にやさしいバイオマス燃料の生産・供給のバリューチェーン構築に取り組む。

(資料)各ベンチャー・フィランソロピー組織ホームページ等を参考に日本総合研究所作成

(注)VP はベンチャー・フィランソロピー (Venture Philanthropy)、REDF は Roberts Enterprise Development Fund の略。

<sup>9</sup> EVPA “A Guide to Venture Philanthropy: For Venture Capital and Private Equity Investors (日本語版)” 2011 年 6 月

<sup>10</sup> なお、社会的インパクト投資が通常のベンチャー投資と異なる点として、社会的インパクト投資が①投資対象：社会的企業であること（事業を通じて解決する社会・環境課題の明確化）、②資金提供の条件：投資家・投資機関が支援先に対し社会的リターンの提示を求めること（社会的インパクト評価の結果の提示など）などが挙げられる（渡辺珠子「インパクト・インベストメント」金融財政ビジネス、時事通信社（2015 年 8 月）、菅野文美「インパクト・インベストメントー新興国市場におけるイノベーション戦略の新方法」JRI レビュー Vol.9, No.19(2014 年 11 月)、菅野文美「インパクト・インベストメントー新興国市場を勝ち抜くための新しい智慧」JRI レビュー Vol.9, No.10 (2013 年 10 月) などによる）。

## (2) 登場の背景

ベンチャー・フィランソロピーという言葉が最初に登場したのは、アメリカで 1969 年のこととされる<sup>11</sup>が、社会的な事業を支援する新たな手法として認知され、活動が本格化したのは 1990 年代のことである<sup>12</sup>。

その背景として、主に先進国の財政赤字の拡大に伴い政府支出が削減され、政府部門だけでは公共サービス、社会サービスを担うことが困難となってきたことがある。そこで政府部門に代わり、民間部門の資金や人材を活用しようとする動きが広がり、政府に代わるサービスの担い手として非営利組織や社会的企業が登場することとなった。これらの組織は、政府や企業から拠出される資金が減少するなかで、自ら資金を獲得して組織や活動の持続性、財務的な自立を確保するために、社会性とともな収益性の追求が求められた。

そうしたなか、ハーバード大学のレッツ、リャン、グロスマンが共同論文「Virtuous Capital: What Foundations Can Learn from Venture Capitalist」（ハーバード・ビジネス・レビュー1997年4月号所収）を発表し、財団の新たなアプローチ方法としてベンチャー・フィランソロピーを議論の俎上に載せたことが、認知されるきっかけとなった。同論文は、アメリカでフィランソロピーは長い歴史を持ち、企業・財団は非営利組織による社会的課題解決の取り組みに多額の資金を投じてきたものの、目覚ましい成果を上げることは少なかったことを指摘した。そして、財団は助成プログラムに資金を投じるだけでなく、社会的事業に取り組む組織の機能の強化（経営支援）に取り組むことが重要であり、ベンチャー・キャピタルのモデルが出発点になると論じた。

さらに、ビル・ゲイツ氏をはじめ、シリコンバレーにおいて成功したインターネット系ベンチャー企業の創業者たちが、フィランソロピーの分野に乗り出すようになり、ベンチャー・フィランソロピーのモデルを実践したことが、その普及を後押しすることとなった<sup>13</sup>。彼らは、ビジネスの世界に変革をもたらした自分たちと同様に、ソーシャル・ベンチャーを社会的課題解決への取り組みに変革をもたらす担い手として位置づけ、自分たちの経験を生かし、資金面ばかりでなく経営面からの支援、すなわち事業経営のスキルや金融面・商業面の知見、市場分析、ネットワーク形成など、従来のフィランソロピーにはない新たな手法を導入した。ビジネスの世界で成功した起業家が、ベンチャー企業とベンチャー・キャピタルの関係をフィランソロピーの世界にも持ち込んだことで、ソーシャル・ベンチャーの組織運営や事業の実現可能性といったビジネスマインドを高めるとともに、フィランソロピー活動にハンズオンや投資成果追求などの投資マインドを吹き込むことにも繋がった<sup>14</sup>。

このような背景のもと、アメリカでは 1990 年代後半にニュー・プロフィット（1999 年設立、ボストン）やソーシャル・ベンチャー・パートナーズ（1997 年設立、シアトル）などのベンチャー・フィランソロピー組織が創設された。さらに、こうした動きはヨーロッパやアジアにまで広がって

<sup>11</sup> ジョン・D・ロックフェラー三世が、税制改正法の議会委員会の公聴会で使ったのが最初とされる。なお、1965 年にイギリスで設立された Andrew Charitable Trust が最初の近代的なベンチャー・フィランソロピーのモデルだとする説もある（Rob John “Venture Philanthropy: Evolution of High Engagement Philanthropy in Europe” Oxford Skoll Centre for Social Entrepreneurship, June 2006）。

<sup>12</sup> European Venture Philanthropy Association “A Guide to Venture Philanthropy: For Venture Capital and Private Equity Investors” January 2016 による。

<sup>13</sup> 代表例が、マイクロソフト創業者のビル・ゲイツの「ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団」やイーベイの共同創業者のピエール・オミダイアの「オミダイア・ネットワーク」、同じくジェフ・スコールの「スコール財団」などである。

<sup>14</sup> 神座保彦「ソーシャル・ベンチャーとベンチャー・フィランソロピー - 慈善の世界にもベンチャーキャピタルの手法導入 -」ニッセイ基礎研 REPORT、2005 年 3 月。



いる。

## 2. 欧米におけるベンチャー・フィランソロピーの動向

### (1) アメリカにおける動向

#### ① 概況

アメリカでベンチャー・フィランソロピーはエンゲージド・フィランソロピー（Engaged Philanthropy）とも称され、その活動は理論から実践の段階に入っているとされる。アメリカにおけるベンチャー・フィランソロピーの活動に関する公式の統計データ等はないものの、アメリカには 40 から 50 のベンチャー・フィランソロピー・ファンドがあるとの推計がある<sup>15</sup>。また、2010 年における主要なベンチャー・フィランソロピー組織の資産の合計額が 21 億ドル、助成額が合計 1 億 4,300 万ドルであったのが、2014 年には資産額合計 25 億ドル、助成額合計 2 億 1,300 万ドルとなっており<sup>16</sup>、着実に拡大していることがうかがえる（図表 5）。

（図表 5）アメリカの代表的なベンチャー・フィランソロピー組織 （単位：ドル）

組織名	設立年	助成額('14)	資産規模('14)
Ashoka:Innovators for the Public	1980	7,420,808	86,378,815
Draper Richards Kaplan Foundation	2001	2,925,000	41,371,402
Echoing Green	1987	3,944,099	19,215,897
Edna McConnell Clark Foundation('15)	1969	51,993,685	982,079,103
Mulago Foundation	1993	6,732,154	238,205,760
New Profit Inc.	1998	16,121,975	39,166,571
NewSchools Venture Fund	1998	20,756,885	41,671,976
Omidyar Network Fund, Inc.	2004	45,657,753	321,874,224
The Pershing Square Foundation('15)	2006	31,732,374	99,584,469
The Skoll Foundation	1999	20,272,195	604,352,665
Venture Philanthropy Partners('15)	2000	5,597,243	15,645,604
合計		213,154,171	2,489,546,486

（資料）Allen Grossman, Sarah Appleby, Caitlin Reimers “Venture Philanthropy: Its Evolution and Its Future” Harvard Business School, June 2013, Foundation Center

（注）主要組織は“Venture Philanthropy”の Exhibit 5 より引用、数字は Foundation Center(2014 年の数字、一部 2015 年)による。

Foundation Center によれば、アメリカの助成財団全体（2014 年時点で 86,726 団体）の資産総額は 8,652 億ドル、助成額は 600 億ドル（2014 年）であり、金額面でベンチャー・フィランソロピーの占める割合は極めて小さい<sup>17</sup>。しかしながら、VC がスタートアップ企業の初期段階の資金

<sup>15</sup> European Venture Philanthropy Association “Venture Philanthropy in Europe: Obstacles and Opportunities” による。

<sup>16</sup> Allen Grossman, Sarah Appleby, Caitlin Reimers “Venture Philanthropy: Its Evolution and Its Future” Harvard Business School, June 2013 の Exhibit 5 (2010 年または 2011 年実績) の表を基に、2014 年 (Foundation Center、一部 2015 年実績) における数字と比較したもの。

<sup>17</sup> そもそも、ベンチャー・フィランソロピーはハンズオン支援が不可欠であり、一つの組織で支援できる社会的企業等の数には限りがある。なお、上記の推計には個人でベンチャー・フィランソロピーに従事するケース、ベンチャー・フィランソロピーが支援する組織に追加投資する資金提供者などは含まれておらず、ベンチャー・フィラン

供給者として、イノベーションの促進に重要な役割を果たしてきたように、ベンチャー・フィランソロピーも資金と経営の両面からの支援により、ソーシャル・ベンチャーの育成やこれを通じた社会イノベーションの促進、さらには非営利セクター向けに資金を供給する社会資本市場の形成に寄与している。アメリカでは、ソーシャル・ベンチャーと資金提供者の両者のパフォーマンス向上を支援するコンサルティング会社が登場しているほか、多くのビジネススクールが社会価値の創出や社会的起業家育成に関するプログラムを開設しており、非営利セクターの活動を支えるインフラの整備も進んでいる。

今後も、社会的課題解決に対するニーズの拡大や、社会的投資の具体的な成果を求める機運の高まりに伴い、財団等による助成額の増加と相俟って、ベンチャー・フィランソロピーは成長を続けると予想されている。

## ② 制度的な手当

アメリカにおいても、ソーシャル・ベンチャーの資金調達はずしも容易ではない。このため、ソーシャル・ベンチャーをはじめとして社会的事業に取り組む担い手に民間の資金が環流するように制度的な手当が施されている。

アメリカでは、1969年に内国歳入庁（IRS）が「プログラム関連投資（PRI：Program Related Investment）」を導入した。これにより、民間財団が税制優遇を受けるに当たり、IRSの認定を受けた場合には、基本財産の5%相当額について助成金ばかりでなく（公益目的の達成を目的とした）投融資の形での支出が認められることとなった<sup>18</sup>。PRIとして認められるためには、①第一義的に慈善活動を目的とすること、②利益の回収を主目的とするものではないこと、③立法や政治活動への影響を目的とするものではないこと、の3つの要件を充足する必要がある。もっとも、PRIの基準充足を証明するための手続きが煩雑で時間とコストがかかることや、投資対象の規定が明確ではないことから、PRI利用のメリットが大きい大規模財団を除いては、それほど活用されていないとの指摘もある<sup>19</sup>。

そこで、PRIの活用による社会・環境問題の解決への投資拡大を目的として、2016年に連邦財務省とIRSが新たなガイドラインを発表した。従来の基準では税制優遇対象が明確でなく、要件に抵触するリスクを懸念する財団が多かったが、現状に即した新たな事例が追加されたことにより、PRIを営利企業や個人、国際的な受益者への支援にも利用可能であることが明確化された。この結

---

ソロピー組織が他の財団と一緒にファンドを組成する事例もあるので、実際には図表の主要組織合計より相当大きな規模になると考えられる。

<sup>18</sup> 財団は、基本財産の運用の5%以上を慈善目的に支出しなければならない（5%グラント・ルール）こととされているが、IRSのPRIの要件に充足すれば、非営利組織に対する助成金ばかりでなく、社会的インパクトの達成を目的とする営利組織に対する投融資の形でも支出することができ（財団の慈善目的を危うくする投資の制限の例外に相当）、助成金その他の運営支出に算入することができる。通常の助成と異なり、一定期間内の資金回収を前提とし、0~3%程度のリターンも認められている。2008年には、L3C（Low-profit Limited Liability Company）と呼ばれる新たな法人制度が導入され、PRIの投資の受け皿として機能している。さらに、2012年には社会的投資を含めることができるようになった。

<sup>19</sup> 内閣府によれば、「PRIによる投資を行う民間非営利財団は、多くの場合、PRIの実施毎に、対象となる投資がPRI基準を満たしていることをIRSに事前に照会するための個別通知書（Private Letter Rulings）の発行を申請している。これは、投資を行った後に、PRI基準への不適合をIRSに指摘された場合の罰則リスクを回避するために一般的に取られている方法である。この個別通知書の発行は、通常6ヶ月~3年の期間がかかる。費用はおおよそ6万米ドル程度が必要である。またその手続きも非常に複雑である。従って、PRIに適合した投資は、ある程度の人的余力をもつ規模の大きい民間非営利財団でないと実施することが難しい」（「社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査報告書」）。また、財団によるPRIの活用は1%以下との指摘もある

([https://ssir.org/articles/entry/impact\\_investing\\_time\\_to\\_unleash\\_pris](https://ssir.org/articles/entry/impact_investing_time_to_unleash_pris))。

果、助成財団は①海外への PRI、②一定条件下でのハイリターン投資、③社会目的の営利企業へのエクイティ投資が可能になるなど、社会的使命の遂行のために多様な主体に多様な金融手法を活用可能な環境が整えられた<sup>20</sup>。こうした環境整備により、PRI を通じたベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資への資金拠出が一段と拡大していくことが期待されている<sup>21</sup>。

また州レベルでも、社会的な使命の遂行を第一義としつつ、組織としての持続性を維持するために営利事業に取り組むソーシャル・ベンチャー向け<sup>22</sup>に、「低利益有限責任会社 (L3C : Low-profit Limited Liability Company)」や「ベネフィット・コーポレーション」など、新しい法人格を制定する動きもある。L3C は、上述の PRI の受け皿となることが企図されており、2008 年 4 月にバーモント州で導入されて以来、8 州で実施されている。ベネフィット・コーポレーションは、社会の公益を追求する営利企業の法的な位置づけを明確化するもので、2010 年にメリーランド州が制定し、現在 31 州で法案が成立している。こうした新たな法人格の制定は、ソーシャル・ベンチャーの社会的なプレゼンスの拡大、資金調達方法の多様化や柔軟な経営の実現、投資家などに対する信頼性や透明性の向上、などの狙いがある。

## (2)ヨーロッパにおける動向

### ① 概況

1990 年代にアメリカで本格化したベンチャー・フィランソロピーは、2000 年代に入るとヨーロッパにも広がりを見せた。2002 年にはアメリカの動向に触発され、イギリスのベンチャー・キャピタリストや経営コンサルタントのグループにより、ヨーロッパ最初のベンチャー・フィランソロピー組織としてインペタス・トラスト (Impetus Trust) が設立された。同年には、ドイツのボン・ベンチャーやイタリアのルチアーノ・バルボも設立されている。2004 年には、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資を実践する組織や関心を持つ組織により、欧州ベンチャー・フィランソロピー協会 (EVPA) が設立された。EVPA の会員は 29 か国 210 組織にのぼり、大企業の財団や大手金融機関も名を連ねているほか、ヨーロッパの VC・PE ファンドの業界団体である EVCA とも協力関係を築いている (EVPA の会員は主にヨーロッパの組織であるが、アメリカや中東、アジアの会員も含まれる)。ヨーロッパのベンチャー・フィランソロピーの普及において、EVPA が果たした役割は大きい。

なお、アメリカのベンチャー・フィランソロピー組織が主に IT セクターから登場してきたのに対し、ヨーロッパは金融セクターからであったが、最近では伝統的な慈善財団や企業財団も取り組むようになってきている。また、アメリカのベンチャー・フィランソロピーは主に助成金を基本としているのに対し、ヨーロッパのベンチャー・フィランソロピーのなかには融資や投資も含め多様な金融手法を用いるものが増えている<sup>23</sup>。加えて、非営利組織よりも社会的企業を支援するものほう

<sup>20</sup> ジャパン・ソーシャル・イノベーション・フォーラム「社会的投資市場への助成財団の参加を促進する！」 (<http://japan-social-innovation-forum.net/?p=2395>) による。

<sup>21</sup> このほかにも、コミュニティ開発団体 (CDE : Community Development Entity) に投資する個人・法人に対する所得税の減税制度 (New Market Tax Credit、2002 年より実施) など、地域で社会的事業に取り組むソーシャル・ベンチャーに民間の資金が流れるような制度が設けられている。

<sup>22</sup> こうした営利事業と非営利事業の両立を図る社会的企業を、「ハイブリッド型」法人とする論文もある (小林立明氏「フィランソロピーの新たなフロンティア」、高橋真弓氏「営利法人形態による社会的企業の法的課題」など。)

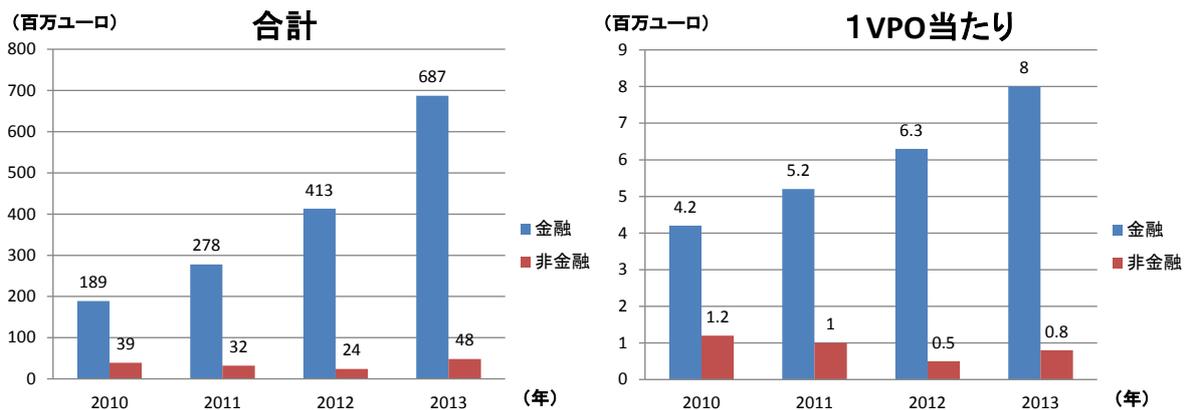
<sup>23</sup> Rob John [2006]、Leonora Buckland, Lisa Hehenberger, & Michael Hay “The Growth of European Venture Philanthropy” Stanford Social Innovation Review, Summer 2013



が多い<sup>24</sup>。こうした点で、ヨーロッパのベンチャー・フィランソロピーはアメリカのモデルを導入しつつも、独自の発展を遂げている。

EVPA の調査<sup>25</sup>によれば、ヨーロッパにおけるベンチャー・フィランソロピーの活動開始以来、投資額は累計 50 億ユーロに達している。2013 年のベンチャー・フィランソロピーの金融支援への支出額は合計 6 億 8,700 万ユーロ（前年比 66%増加）、1 組織当たり 800 万ユーロ（同 28%増加）であり、非金融支援への支出額は合計 4,800 万ユーロ（同 100%増加）、1 組織当たり 80 万ユーロ（同 60%増加）であった（図表 6）。また、財務的リターンを求めない寄付は減少傾向にあり、財務的リターンに対する期待が増加している。なお、Foundation Center によれば、2015 年におけるヨーロッパの財団は 14 万 7000 組織あると推測され、合計 595 億ユーロを拠出している<sup>26</sup>。

**(図表 6)ベンチャー・フィランソロピーの支援額(社会的インパクト投資を含む)の推移**



(資料)Dr. Lisa Hehenberger “European Venture Philanthropy and Social Investment 2012/2013: The EVPA Survey” April 2014, “European Venture Philanthropy and Social Investment 2013/2014” December 2014

(注)1. VPO: Venture Philanthropy Organization (ベンチャー・フィランソロピー組織)。

2. アンケート調査により集計した VPO の年間の支出額 (VP と社会的インパクト投資)。回答者は、金融支援: 2010 年 45、2011 年 54、2012 年 66、2013 年 86、非金融支援: 2010 年 31、2011 年 31、2012 年 47、2013 年 62。

アメリカにおけるフィランソロピーへの資金拠出額は GDP の 2%程度に相当するが、ヨーロッパでは 0.1%から 1%程度にとどまり、ベンチャー・フィランソロピーはその中でもわずかな部分でしかないとの指摘がある<sup>27</sup>。ヨーロッパでは国の歴史、文化、社会情勢、法的な枠組み、福祉分野への国の関与の度合いにより、ベンチャー・フィランソロピーの発展段階が異なっており、イギリスが最も進んでいるものの、それ以外の国はまだ緒に就いたばかりである<sup>28</sup>。イギリスでベンチャー・フィランソロピーが発展している理由として、アメリカ同様に、そもそも慈善活動の歴史が古いことに加え、VC や起業家の活動が活発なことがある。

とはいえ、ヨーロッパにおいても伝統的な慈善財団がベンチャー・フィランソロピーを彼らの社会的使命遂行の一つの手段として認識するようになってきていること、企業が CSR に力を入れるなか、その企業財団を通じてベンチャー・フィランソロピーにも取り組むようになってきていること、ベンチ

<sup>24</sup> Leonora Buckland et al. [2013]

<sup>25</sup> Dr. Lisa Hehenberger “European Venture Philanthropy and Social Investment 2013/2014: The EVPA Survey” December 2014

<sup>26</sup> Lawrence T. McGill “European Foundation Sector Report 2016: Number of Registered Public Benefit Foundations in Europe Exceeds 147,000” Donors and Foundations Networks in Europe, Foundation Center, October 2016

<sup>27</sup> Leonora Buckland et al. [2013]

<sup>28</sup> イギリスに次いで、政府と社会セクターによる「福祉連携グループ」としてドイツ・オランダ・ベルギー・フランス・スペインが位置づけられている。また、スウェーデン等北欧諸国の「社会民主グループ」は、福祉国家として国による福祉サービスが手厚く、民間社会セクターの活動の余地が小さいとされ、チェコ・ポーランド・スロバキア・ハンガリーは「発展途上グループ」と分類されている。

チャー・フィランソロピーが社会セクターのアクター間の触媒として機能していること、社会的企業や社会的インパクト投資が増加していることなどから、ベンチャー・フィランソロピーは引き続き成長していくものと予想される。代表的なベンチャー・フィランソロピーは、図表7の通りである。

(図表7)ヨーロッパのベンチャー・フィランソロピー／社会的インパクト投資機関

	設立国	設立年	資金合計	主な資金調達方法	注力分野
LGT VP	スイス (リヒテンシュタイン)	2007	4,500万ドル	寄付	教育、医療、農業、再生可能エネルギー
Shell Foundation	イギリス	2000	4億4,800万ドル	寄付	エネルギー、モビリティ、雇用創出、サプライチェーン
Social Business Trust	イギリス	2005	不明	寄付	教育、コミュニティ、雇用創出
Bridges Ventures	イギリス	2002	5億3,000万ポンド	投資	教育、再生可能エネルギー、ケア、社会インパクトボンド等
Impact Ventures U.K. (LGT VP & Berenberg)	イギリス (スイス、ドイツ)	2012	3,600万ポンド	投資	中低所得者向け住宅、心のケア、若者の雇用

(資料) 白石智哉「社会的インパクト投資に関する海外動向と日本ベンチャー・フィランソロピー基金の取組について」2016年1月22日(原典:The Growth of European Venture Philanthropy Stanford Social Innovation Review, European Venture Philanthropy and Social Investment 2013/2014)

## ② 制度的な手当

ヨーロッパの中でも、ベンチャー・フィランソロピーの活動が活発なイギリスについてみると、2004年の会社法改正により、地域の利益に資する活動を行う新たなタイプの法人として「コミュニティ利益会社(CIC: Community Interest Company)」が創設された。当時、社会・公共サービスに民間の活力を導入することが課題とされていたが、従来の制度の枠組みでは公益性や目的などの規定が厳格であり、経済的利益と社会的利益を目指す社会的企業に適した法人格ではなかった<sup>29</sup>。そこで、資金調達やガバナンス、事業内容等に柔軟性を持たせ、社会的使命の達成と持続的な成長を両立できるモデルとして、CICが導入された<sup>30</sup>。

CICとして活動するためには、コミュニティ・インタレスト・テストとして、監督当局に①設立の目的、②当該CICが関与する事業範囲、③活動の受益者、について申請し、認定される必要がある。また、活動から得られた収益や資産の配分について、配当キャップ<sup>31</sup>など一定の制限(アセットロック)が課されており、収益のコミュニティへの再投資が求められる。また、監督当局(The Office of the Regulator of Community Interest Companies)に対し、毎年、年次報告書を提出しなければならない。

CICの制度が創設されたことにより、ソーシャル・ベンチャーに対する認知度が向上するとともに

<sup>29</sup> 例えば、チャリティの制度では株式や社債の発行ができず、直接営利事業ができないなど、経営の自由度に乏しかった。

<sup>30</sup> なお、イギリスの社会的企業の形態には、CICのほか、保証有限責任会社(CLG: Company Limited by Guarantee)、株式会社(CLS: Company Limited by Shares)、産業・共済組合(IPS: Industrial and Provident Society)がある。

<sup>31</sup> 一株あたりの最大配当率、最大総配当率、未配当分の繰り越しについて制限。

に、ベンチャー・フィランソロピーが支援対象とする経済的利益と社会的利益の双方を追求するソーシャル・ベンチャーの設立が容易になった。

加えて、イギリスでは社会的企業への資金供給を目的として、2014年に社会的投資減税制度（SITR：Social Investment Tax Relief）が導入されている。投資対象は、慈善団体（Charity）やコミュニティ組合のほか、CICが含まれており（ただし従業員数500名未満、資産1,500万ポンド未満）、少なくとも3年以上の適格投資のコストの30%を所得税から控除できる（投資総額は最大100万ポンド、投資先1団体の上限27万ポンド）。CIC自体には特別な税制優遇措置はないものの、SITRにより、CIC等への民間投資を促進することが企図されている。

### 3. わが国でベンチャー・フィランソロピーが普及するための課題

わが国においても、社会や地域の課題解決に取り組む市民や起業家により多数のNPO法人や企業が立ち上げられ、一定の成果を生み出している。とりわけ、東日本大震災の復旧・復興過程で数多くのソーシャル・ベンチャーが生まれ、注目を集めた。しかしながら、これら企業等は組織の運営基盤が脆弱であったり、事業性が低いなどの課題を抱えており、未だ発展途上にある。こうした状況下、金融面のみならず経営面から支援を手掛けるベンチャー・フィランソロピーは、わが国の社会イノベーションのエコシステム構築に向け、重要な役割を果たすと考えられる。現状では、ベンチャー・フィランソロピー、あるいはその支援対象であるソーシャル・ベンチャーの活動を後押しする法的・制度的な枠組みの整備はまだ不十分といえる。わが国において、ベンチャー・フィランソロピーが定着し、ソーシャル・ベンチャーによる社会イノベーションが促進されるためには、どのような環境整備が求められるだろうか。多くの課題が指摘されているが、中でも特に重要と思われるものについて、以下でその要点を整理した。

#### (1) 社会的企業の認証・評価制度の確立

ベンチャー・フィランソロピーは、前述のとおり、資金の供給者である財団や政府・企業・個人と、資金を調達して社会イノベーションを創出しようとするソーシャル・ベンチャーの間に位置し、投じられた資金が確かな成果として社会的インパクトの拡大ならびに事業の成長に繋がるように、中長期の支援を実施する（前掲図表1）。こうした点でベンチャー・フィランソロピーは、わが国の従来型フィランソロピー（企業や財団等による助成プログラム）が抱える①単年度主義で継続性がない、②資金が渡し切りでガバナンスが効かない、③成果志向ではない、といった課題の解決にも繋がると考えられる。この枠組みが円滑に機能するためには、資金の供給者が自らの社会的目的との整合性を確認し、対外的にも説明が可能なように、支援先組織（資金拠出対象組織）の社会性を客観的に判断できる基準が求められる。加えて、社会イノベーションに取り組む組織にとっては、自らの社会性が第三者に認められるとともに、その目的達成のために投融資も含めた多様な資金調達が可能であり、社会性と事業性を両立するための新たな法人格が必要とされる。さらにはベンチャー・フィランソロピーなどによる支援の成果を検証するためのツールとして、どの程度の社会的インパクトが生み出されたかを客観的・定量的に測定・評価する手法も求められる。

社会的企業向けの法人格の創設ならびに認証制度に関しては、事例で述べたアメリカのL3C・Benefit CorporationやイギリスのCICをはじめ各国で導入が進められている（図表8）。また、社会的事業の成果（アウトカム）の評価に関しては、1990年代にサンフランシスコのRoberts

Enterprise Development Fund (REDF) 財団により SROI (Social Return on Investment) が開発され普及しつつあるほか、欧米を中心に国際的な標準化に向けた取り組みが進められている。

一方、わが国の場合、社会的事業に取り組む組織は株式会社のほか NPO 法人や一般社団法人などがあるが、そもそもベンチャー・フィランソロピーの支援対象となるソーシャル・ベンチャーのように社会性と事業性の両立を目指す事業体に適した法人格はなく、資金調達やガバナンスに制約があるなど、柔軟な経営が難しいとの指摘がある<sup>32</sup>。社会的インパクト評価に関しても、一部団体・組織による限定的な取り組みにとどまる<sup>33</sup>。

こうした状況下、わが国においても経済産業省や内閣府、G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会<sup>34</sup>、民間を中心とした組織などにおいて、社会的事業の実施を容易にする法人制度や認証制度、評価制度の在り方について検討が進められている。また、京都市や神戸市などで独自に社会的課題の解決に寄与する企業の認定制度が導入されている。

社会的企業の認証・評価制度を導入することにより、企業や個人も含めた投資家が社会目的に資金を拠出しやすくする環境が整備されるとともに、社会イノベーションに取り組むソーシャル・ベンチャーの認知度向上にも寄与することが期待される。これらの制度は、ベンチャー・フィランソロピーが効果的に活動するための基盤ともいえ、普及の第一歩として位置づけられよう。

**(図表 8) 社会的企業の認証制度**

	Low Profit Limited Liability Company(L3C)	Benefit Corporation(注)	Community Interest Company(CIC)	認定社会的企業
国	アメリカ	アメリカ	イギリス	韓国
経緯	社会的な利益を追求する低営利型LLCの制度として制定、2008年4月にバーモント州で施行(州法)	非営利組織のB Labの働き掛けで2010年にメリーランド州が社会的利益を創出する営利法人の制度として制定(州法)	利益や資産を地域の社会的課題解決に投資する新たな法人の制度として、2004年の会社法改正により2006年に創設	社会サービスの拡充と雇用創出、これらによる国民生活の質の向上を目的として、2007年7月に社会的企業育成法を施行
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業関連投資(PRI: Program Related Investment)の基準への合致               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 1またはそれ以上の慈善的な目的のために活動</li> <li>➢ 利益創出を第一義目的とせず</li> <li>➢ 政治や立法的利用は不可</li> </ul> </li> <li>収益の8割は事業再投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共的利益の定款上の明記</li> <li>ベネフィット報告書の作成</li> <li>第三者基準に基づく事業目的、パフォーマンス評価</li> <li>社会的利益取締役の設置</li> <li>既存企業の変更は株主の賛成(議決権の3分の2以上)が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・インタレスト・テスト(CIC監督局に対し申請(設立目的、事業内容、活動の受益者))</li> <li>資産処分制限(アセットロック): 活動から得た収益や資産の分配に一定の制限</li> <li>地域への利益還元等について毎年事業報告書等の作成・提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第8条における認証要件(脆弱階層への社会サービス・就労場の提供、地域社会への貢献、利潤の3分の2以上を社会的目的に再投資等)</li> <li>社会的企業振興院による認証・モニタリング・評価制度</li> <li>要件に満たない事業者を予備社会的企業として認証</li> </ul>
認定数	8州で約1,300社(2016年6月)	31州が法案成立、7州が作業中、5,000社以上登録	12,433社が監督当局に登録	6,006社が社会的企業振興院により認定

(資料) InterSectorL3C ([http://www.intersectorl3c.com/l3c\\_tally.html](http://www.intersectorl3c.com/l3c_tally.html))、B コーポレーション・ホームページ、CIC 協会、社会的企業振興院ホームページを基に日本総合研究所作成(2016年10月28日)

(注) これとは別に B Labs による民間認証制度の B corporation (B Corp) があり、50 カ国 1,914 社(日本 2 社)が登録。

<sup>32</sup> 例えば、経済産業省の「ソーシャル・ビジネスの制度的検討について」によれば、ソーシャル・ビジネスに既存の法人格を当てはめた場合、①営利法人型のソーシャル・ビジネスは社会性を認められにくく、ソーシャル・ビジネスとしての社会的信頼性やリソースを獲得しにくい、②非営利法人型のソーシャル・ビジネスは、出資が認められず活動資金を収集・運用しにくい、事業性が認められにくく融資を受けにくい、といった課題がある。

<sup>33</sup> 国際開発機構「社会的インパクト評価促進に向けた現状調査と提言」(2015年3月)などによる。

<sup>34</sup> G8 インパクト投資タスクフォースは、2013年6月のロンドン G8 サミットにおいて、議長国のイギリス・キャメロン首相(当時)の呼びかけにより、インパクト投資をグローバルに推進することを目的として創設され、国内の下部機関として、国内諮問委員会が設置された。

## (2) 専門人材の育成と企業のプロボノ・プログラムとの連携

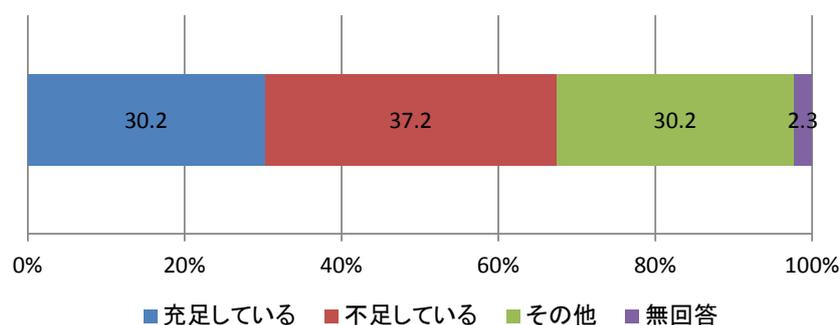
ベンチャー・フィランソロピーは、VC と同様に支援対象となるソーシャル・ベンチャーの経営に深く関与するモデルであり、従来型の助成金を供与するのみのフィランソロピーに比べ、ハンズオン支援等に通じた専門人材が必要になる。ベンチャー・フィランソロピーの取り組みが進んでいるアメリカやイギリスは、VC や PE ファンドの活動が盛んであることを背景に人材も豊富であり、これらの業界から社会的目的を達成しようとベンチャー・フィランソロピーに転じた者も多い。わが国で先駆的にベンチャー・フィランソロピーに取り組むソーシャル・インベストメント・パートナーズやソーシャルベンチャー・パートナーズ東京（シアトルのソーシャル・ベンチャー・パートナーズの加盟メンバー）などのパートナーの構成を見ても、キャピタリストや PE ファンド、金融、法律、コンサルティング・ファーム、一般企業などの専門家、プロボノからなる。

もっとも、わが国ではそもそもベンチャー企業に対しハンズオン支援をするキャピタリストや起業経験者の不足が指摘されて久しい（図表 9）。商業的利益よりも社会的利益を追求しようとするソーシャル・ベンチャーの育成に取り組むベンチャー・フィランソロピーに携わろうとする人材は、一段と厳しい状況であることが推察される。このため、まずは大学教育などを通じてベンチャー企業やソーシャル・ベンチャーの支援に携わる専門人材の育成が急務である。

もう一つには、自社の社会的な使命遂行の観点から社会的事業の支援に取り組もうとする既存企業をパートナーとして、資金面ばかりでなく人材面での支援を受けることが考えられる。プロボノは職業から得た知識・スキル等を生かした市民によるボランティア活動を指すが、例えば、金融機関や IT 企業などが自社の従業員を社会的企業の課題解決に役立てる独自のプロボノ・プログラムを開設している。こうした企業を、ベンチャー・フィランソロピーのパートナーとして取り込んでいくことが考えられる。欧米やわが国で先行するベンチャー・フィランソロピー組織は、プロボノのパートナー企業と長期的な協力関係を構築して、その人的資源を有効活用している（図表 10）。

なお、将来的な課題として、ヨーロッパにおける EVPA の活動を参考に、国内においてソーシャル・ベンチャー支援の知識や経験、ノウハウ、問題意識等の共有・蓄積・分析等を目的としたネットワークの形成も求められよう。

(図表 9) 支援人材の充足感



(資料) 経済産業省・野村総合研究所「平成 26 年度産業技術調査事業(大学発ベンチャーの成長要因を分析するための調査)報告書」(2015 年 3 月)

(注) 投資先(大学発ベンチャー)にかかわるハンズオン支援人材の充足感についてベンチャー・キャピタルに尋ねたもの(n=43)。

(図表 10)プロボノ・パートナー企業(イギリス Impetus-PEF の事例)

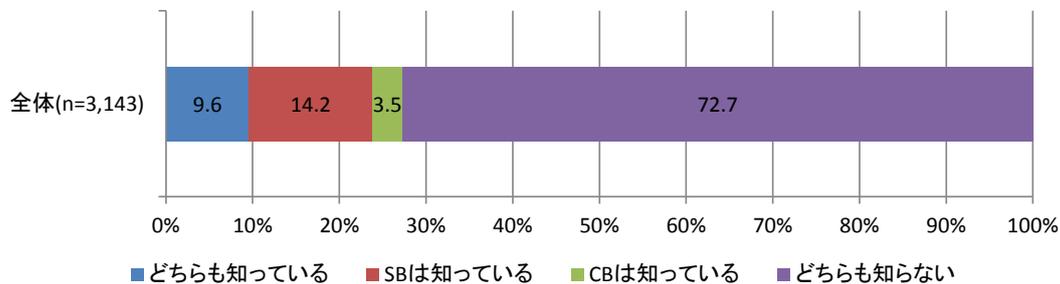
Bain & Co	KPMG
Barclays	Macfarlanes
Blackstone	Merryck & Co
Clifford Chance	NBI Consulting
CVC Capital Partners	OC&C Strategy Consultants
Eden McCallum	PwC
Living Bridge	Weil Gotshal & Manges
Kirkland & Ellis International	Worshipful Company of Management Consultants

(資料)EVPA“A Practical Guide to Adding Value through Non-Financial Support” December 2015

### (3)公益の再定義と社会的な認知の醸成

わが国の場合、企業が取り組むフィランソロピー活動や CSR は、あくまでも慈善活動・社会貢献が目的であり、営利を目的とすることはできない、といった意識が強い。このため、社会性と事業性の両立を目指して社会イノベーションに取り組むソーシャル・ベンチャーに対する認知度が低く(図表 11)、その持続的な成長を支援するベンチャー・フィランソロピーに対する理解も醸成されているとはいえない状況である。場合によっては、ビジネスを通じて社会的課題の解決・改善に取り組むソーシャル・ベンチャーは、社会性を認める前に営利目的であるとして、助成の対象外とされるケースがある。

(図表 11)社会的企業等に対する認知度



(資料)日本政策金融公庫総合研究所「ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスに関するアンケートの結果について」(2014年9月)

(注)SB:ソーシャル・ビジネス、CB:コミュニティ・ビジネス。

この背景には、制度面で、例えば公益財団には収支相償の原則<sup>35</sup>があり、公益目的事業の収入が支出を超えてはならないとされているなど、行政の定める「公益性」の概念が、多元化・多様化している実態との間で乖離していることがある。税制上の優遇措置があることからこうした規定が設けられているものの、資金を有効に使うとする経営努力の意欲が削がれるばかりでなく、赤字にならないようにわざわざ不要不急の出費を増やして赤字にするような本末転倒の事態も見られるとの指摘がある<sup>36</sup>。本来であれば、助成するソーシャル・ベンチャーがベンチャー・フィランソロピー

<sup>35</sup> 公益法人の公益目的事業に係る収入がその支出を超えてはならないとする原則。公益法人が利益を内部に留めずに、財源を最大限に活用して無償・格安の公益事業を提供し、受益者の裾野を広げようとする狙い。公益法人の税制優遇の重要な要件となっている。原則として各事業年度において収支が均衡することが求められる。収益<費用の場合には収支相償を満たすとされるが、収益>費用の場合には満たさないとされる(必ずしも単年度での収支均衡を求めるものではないものの、剰余金の解消について具体的な計画を示す必要がある)。

<sup>36</sup> 太田達男「この罪深きものー収支相償」公益法人協会コラム(2014年5月)などによる。

一の支援を受けて成長し、社会的インパクトの拡大に寄与するとともに、社会的事業から生まれた利益を再び社会に再投資するというモデルが実現することは、公共の利益にも適うはずである。

欧米では、社会的課題の解決に際して行政に依存するばかりでなく、民間の資金や活力を積極的に使うべきとの認識のもと、ベンチャー・フィランソロピーや社会的インパクト投資などビジネスで使われてきた手法も応用して、財団や企業（あるいはこれらに出資・寄付を行う個人）が営利企業や非営利組織による社会イノベーションを効果的に支援する方向に転換を進めている（図表 12）。しかしながら、わが国では上記のような旧来型の「公益性」に対する考え方や制度面での制約、あるいは理解・認知の不足などがあり、社会的な目的を遂行しようとする多様な主体に対し柔軟に支援を実施することが難しい。

社会イノベーションに対する民間からの資金供給や人材支援を拡大していくためには、社会の理解を深めていくことが不可欠である。すなわち、「社会性」や「公益性」の考え方や基準について時代の変化に即して適切に見直すとともに、社会的使命と営利事業の融合、社会的利益と経済的利益の両立、といった新しい概念について、政府や公的機関、財団、非営利組織、企業、市民等ステークホルダーの理解の深化・浸透を図っていくことが求められる。

**（図表 12）社会的事業支援の変化の方向性**

項目	従来	新たな方向性
戦略の枠組み	広範な寄付(伝統的な資源の移転)	的を絞った投資(新たな方法で狙いを定めた資源)
介入の程度	プロジェクトを前提	システムまたはセクターを前提、重点
対象セクター	第三セクター(慈善または非営利)	特定セクターにとらわれない
資金提供方法	助成金のみ	多様な金融手法の融合(助成金、ソフト融資、エクイティ投資等)
関与の方法	最小限(軽い手法)	技術面・経営面の支援と組織的能力の強化を行うパートナー
関与の期間	短期(1~2年)	長期(5~10年、またはそれ以上)
スタッフの行動様式・能力	利他的、行政的、財務的	革新的、分野横断的、民間(営利)
成功の判断基準	投入と産出(Output)	インパクトと成果(Outcome)

(資料) OECD “Venture Philanthropy in Development: Dynamics, Challenges and Lessons in the Search for Greater Impact” 2014

## おわりに

日本ファンディング協会によれば、社会的事業の主要な原資となるわが国の寄付市場は 1.2 兆円（2013 年）である。こうした善意の資金をソーシャル・ベンチャーの育成、ひいては社会イノベーション創出のエコシステム構築に繋げていくうえで、ベンチャー・フィランソロピーの役割は重要である。

例えば、市民が IT を駆使して社会的な課題を解決しようとする取り組みシビックテック（Civic Technology）<sup>37</sup>が注目されているが、組織としての持続性や成長資金、事業の収益性の確保などが課題となっている。シビックテックに取り組む起業家やベンチャー企業に対し、ベンチャー・フィランソロピーの手法で資金・経営の両面から支援できれば、経営の安定性が確保され、市民のニー

<sup>37</sup> シビックテックの概要については、拙著「注目されるシビックテックの動向—金沢市におけるオープンデータの活用事例と示唆」リサーチ・フォーカス No.2016-007、日本総合研究所（2016 年 6 月）を参照されたい。

ズに合致した新たな公共サービス・社会サービスの創出が期待される。さらに、そこから生まれた経済的なリターンが新たなソーシャル・ベンチャーの育成に再投資されることにより、好循環が生まれることにも繋がる。

現在、わが国でベンチャー・フィランソロピーに取り組む組織はわずかであり、支援額も小規模にとどまっている。しかしながら、今後、わが国においても社会的価値と経済的価値、あるいは公共セクターとビジネス・セクターの融合分野は一段と拡大すると考えられ、ベンチャー・フィランソロピー的な機能に対する要請も強まるものと予想される。わが国において社会起業家精神を発揚し、社会イノベーションを促進するためにも、ベンチャー・フィランソロピーを含む社会的事業を取り巻く環境の整備に取り組むことが求められる。

## 参考文献

- 高橋真弓「営利法人形態による社会的企業の法的課題」一橋法学第 15 巻第 2 号、2016 年 7 月
- 伊藤健・日本財団社会的投資推進室「日本における社会的投資の最前線」日本財団、2015 年 4 月
- 福田昌義「社会起業家を支えるソーシャルファイナンスとベンチャーフィランソロピーの生成及び意義」情報科学研究第 21 号、日本大学商学部、2012 年 3 月
- 水谷衣里「成果志向の社会貢献活動～注目されるベンチャーフィランソロピー～」MURC 政策研究レポート、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、2012 年 1 月
- 神座保彦「ソーシャル・ベンチャーとベンチャー・フィランソロピー - 慈善の世界にもベンチャーキャピタルの手法導入 -」ニッセイ基礎研 REPORT、2005 年 3 月
- European Venture Philanthropy Association “A Guide to Venture Philanthropy: For Venture Capital and Private Equity Investors” January 2016
- OECD “Venture Philanthropy in Development: Dynamics, Challenges and Lessons in the Search for Greater Impact” 2014
- Allen Grossman, Sarah Appleby, Caitlin Reimers “Venture Philanthropy: Its Evolution and Its Future” Harvard Business School, June 2013
- Leonora Buckland, Lisa Hehenberger, & Michael Hay “The Growth of European Venture Philanthropy” Stanford Social Innovation Review, Summer 2013
- Rob John “Venture Philanthropy: Evolution of High Engagement Philanthropy in Europe” Oxford Skoll Centre for Social Entrepreneurship, June 2006
- Christine W. Letts, William P. Ryan, Allen S. Grossman “Virtuous Capital: What Foundations Can Learn from Venture Capitalist” Harvard Business Review March-April 1997, 1997

